

岐阜市雇用対策協定

岐阜市（以下「市」という。）及び岐阜労働局（以下「労働局」という。）は、市における雇用・労働環境の改善に連携して取り組むため、以下のとおり「岐阜市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策と、労働局における職業紹介、雇用保険、企業指導その他の雇用に関する施策とが密接な関連のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、それぞれの施策について一体的に進めていくための連携・協力の内容などを定め、市の雇用対策に強力に取り組むことを目的とする。

（取組内容）

第2条 市及び労働局は、前条に定める目的を達成するための共通の事業目標のもと、毎年度具体的な取組の内容及び実施方法を「岐阜市雇用対策協定に基づく事業計画」に定め、これを推進させるために定期的に協議を行うものとし、必要に応じ改定を行う。

（要請）

第3条 市長及び労働局長は、住民の福祉及び雇用に資する観点から、本協定の内容の実施に関して相互に要請することができ、当該要請について誠実かつ迅速に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りでない。

（運営協議会）

第5条 市及び労働局は、本協定の取組事項を推進し、全般の進捗状況の把握と全体調整を行うための運営協議会を設置する。運営協議会に係る詳細は、別途定めることとする。

（その他）

第6条 本協定に定めがない事項が生じた場合、又は本協定の内容について改定する必要がある場合は、その都度、市及び労働局は誠意をもって協議し、決定するものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

平成29年 1月23日

岐阜市長



岐阜労働局長

